

民泊施設における感染症対策に関する安全性評価認定制度は、令和2年6月より実施。

◆評価認定の方法

日本民泊協会において書面及び訪問審査を行い、感染症の専門家による慣習を経て、大阪観光局、日本民泊協会で作成した民泊における「感染症対策ガイドライン」をを基に、以下の項目について評価認定。

- ・ガイドラインに基づいた感染症対策を遵守し、しっかりと感染症拡大防止の意識を持って、民泊の運営に努めているか。
 - ・ガイドラインに基づいた作業チェックリストをクリアし、より高いレベルでの感染症対策を実施しているか。
 - ・講習会等にも参加し、専門的な知識を習得し、より効果的な感染戦症対策が実施できているか。
 - ・感染症対策の経験を運営施設だけでなく、近隣、自宅、職場など、地域全体の感染症対策にも役立てているか。
- など

**事業者の申請に基づき認定
非会員事業者も対象にしております。**

今後さらなる **安全性キャリアアップ!**



「1つ星」でスタート
感染症対策の取り組みが
優秀な民泊事業者



「2つ星」へアップ!
チェックシートをクリアし
感染症対策の取り組みが
レベルアップした
民泊事業者



「3つ星」へアップ!
講習会等にも参加し、
専門的な知識を習得した
さらにレベルの高い
民泊事業者